

News Release

令和4年3月30日

財 務 部

唐津市入札参加有資格業者の指名停止措置について

概要

小林クリエイト（株）西日本営業部を指名停止としました。

1 指名停止対象業者

小林クリエイト（株）西日本営業部（福岡市中央区渡辺通2-9-31 福岡GAビル4階）
（物品）印刷類

2 指名停止期間

4月1日から8月30日まで 5か月（4年度新規有資格者のため4月1日から適用）

3 指名停止理由

小林クリエイト（株）は、日本年金機構が発注する特定データプリントサービスの入札などに関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったとして、令和4年3月3日に公正取引委員会から排除措置命令と課徴金納付命令を受けたため。

4 指名停止措置の根拠

唐津市物品購入等契約に係る指名停止等の措置要綱（以下「物品購入等措置要綱」という。）別表第2第6項（独占禁止法違反行為）に該当する。

指名停止期間については、（短期）4か月以上（長期）12か月以内の範囲内で措置することとなるが、唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置基準第2条第2項第3号（違反行為が2年以上続いていたときに短期に1か月加算）に該当するため、5か月とする。

5 令和2～3年度発注実績

実績なし

（本件の問い合わせ先）

財務部 契約管理課

担当：物品契約係 服部

電話：直通72-9155（内線1467）